

令和6年度保育所利用のご案内

保育所を利用するには どうすればいいの？

神奈川区役所 こども家庭支援課

令和6年4月

令和6年度利用案内をあわせてご確認ください。

令和7年度の利用申請については、10月発行予定の「令和7年度保育所等利用案内」をご確認ください。

働きたいけれど子どもの
預け先ってどんなところ
があるの？

仕事をしていないと保育
園には預けられないの？

保育施設ってどうやっ
てえらばいいの？

保育所の申込の時期は？

隣の区の保育園に
通いたいんだけど…



認可外の保育施設は
どうやって申し込むの？

保育所入所までの3ステップ！

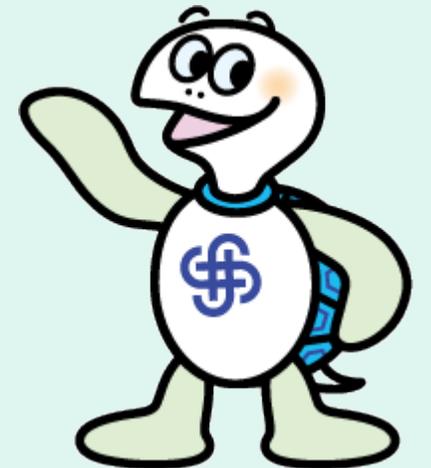
1. 利用案内等を確認

- ① 認可保育所等を利用できる方について
- ② 認可保育所等の申請スケジュール

2. 希望する施設を検討

- ① 保育施設の種類を確認
- ② 保育施設の情報を確認
- ③ 施設見学などで情報収集

3. 申請書を作成し、お住まいの区のこども家庭支援課へ (認可外保育施設等の利用については施設に直接申請)



1. 利用案内等を確認

保育所等利用案内

まずは、保育所等利用案内と申請書を手に入しましょう。

「保育所等利用案内」は、各区のこども家庭支援課や、横浜市のウェブサイトで入手できます。年度ごとに発行されます。

横浜市における給付認定や利用申請に関する手続き、必要書類について掲載していますので、内容をよく読んで申請してください。

申請にあたっては、各区版の利用案内も参照してください。

令和6年度に保育所等の
利用を希望する方へ



令和6年度 横浜市保育所等利用案内

令和6年4月1日からの利用申請の郵送申請・窓口申請の
申請締切日は11月6日(月)です。(消印有効)

※この利用案内他に、各区の利用案内等も必ずご参照ください。
各区役所こども家庭支援課で配布、もしくは各ウェブサイトでご覧いただけます。

この案内の保育所等は、

①認可保育所 ②認定こども園(保育利用) ③家庭的保育事業 ④小規模保育事業
⑤事業所内保育事業(地域枠) 等の施設・事業のことです。

もくじ	
はじめに(重要).....P3	13 利用開始後の手続きについて.....P25
保育所等の利用手続きについて.....P5	14 利用者負担額等について.....P26
1 利用できる保育所等について.....P5	15 利用申請に関するQ&A.....P30
2 保育所等の利用申請ができる方.....P6	保育所等の利用にあたって.....P33
3 申請にあたっての留意事項(重要).....P7	16 給食について.....P33
4 手続きの流れ.....P8	17 延長保育について.....P33
5 給付認定申請について.....P9	18 休日保育・休日の一時保育について.....P34
6 利用申請・締切日について.....P12	保育所等以外の保育サービス.....P34
7 市外の保育所等への申請・市外からの申請.....P14	19 幼稚園・認定こども園での預かり保育.....P34
8 申請にあたって確認していただきたいこと.....P15	20 横浜保育室について.....P36
9 申請に必要な書類.....P16	21 その他の保育サービス.....P37
10 利用調整・結果通知について.....P20	その他.....P38
11 令和6年度横浜市給付認定及び利用調整に關する基準等について.....P22	22 市立保育所の民間移管について.....P38
12 こんなときは必ず申請してください.....P23	23 保育所等の利用申請に関する情報.....P39
	24 お問い合わせ先.....P40

令和6年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス(年齢)	生年月日
0歳児	令和5年(2023年)4月2日~
1歳児	令和4年(2022年)4月2日~令和5年(2023年)4月1日
2歳児	令和3年(2021年)4月2日~令和4年(2022年)4月1日
3歳児	令和2年(2020年)4月2日~令和3年(2021年)4月1日
4歳児	平成31年(2019年)4月2日~令和2年(2020年)4月1日
5歳児	平成30年(2018年)4月2日~平成31年(2019年)4月1日

1. 利用案内等を確認

① 認可保育所等^{※1}を利用できる方について

※1 認可保育所・認定こども園（保育利用）・地域型保育事業

小学校就学前のお子さんで、保護者のいずれもが次のような状況にあり、保育を必要とする場合に利用できます。

保育を必要とする事由	給付認定の有効期間
会社や自宅を問わず、月64時間以上働いているとき	最長、就学前まで
妊娠しているとき、出産の準備や出産後の休養が必要なとき	母子手帳の交付を受けた保護者が希望する日から、出産または出産予定日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日
病気・けがや障害のため保育を必要とするとき	最長、就学前まで
病人や障害者を月64時間以上介護しているとき	最長、就学前まで
自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき	最長、就学前まで
仕事を探しているとき（求職中）	3か月以内
大学や職業訓練校などに月64時間以上通っているとき	通学期間中
虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	最長、就学前まで
育児休業が終了し、仕事に復帰するとき ※2	最長、就学前まで

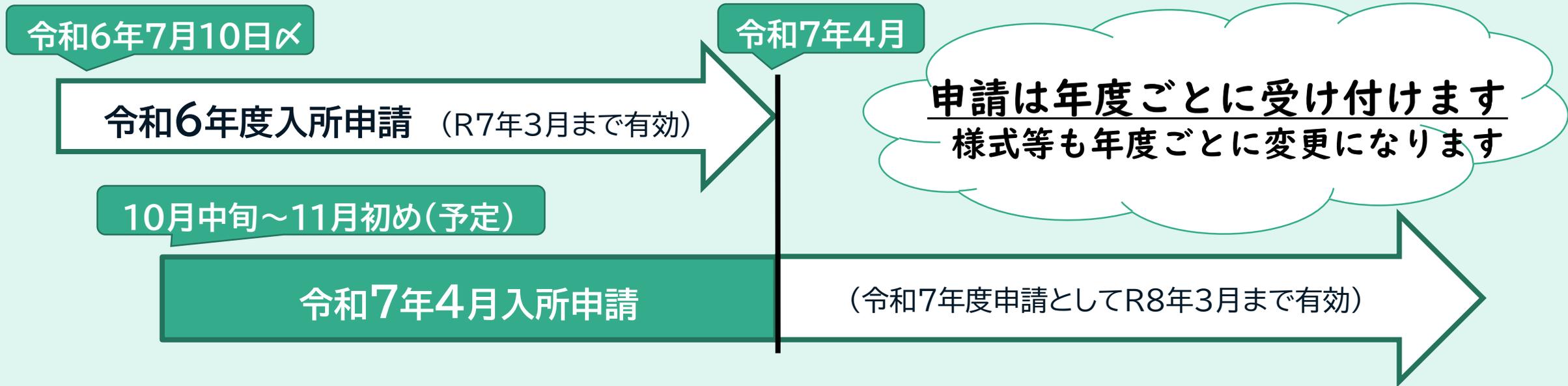
※2 育児休業明けの利用について

4月1日利用開始の方は、4月1日～4月30日の間に育休を終了し、5月1日までに復職していないとその後利用ができなくなる場合があります。

1.利用案内等を確認

② 認可保育所等の申請スケジュール

例えば、令和6年8月から利用したい場合



令和6年度中に保育所の利用が決定せず、引き続き申請を希望する場合には、あらかじめ令和7年4月入所の申請をする必要があります。

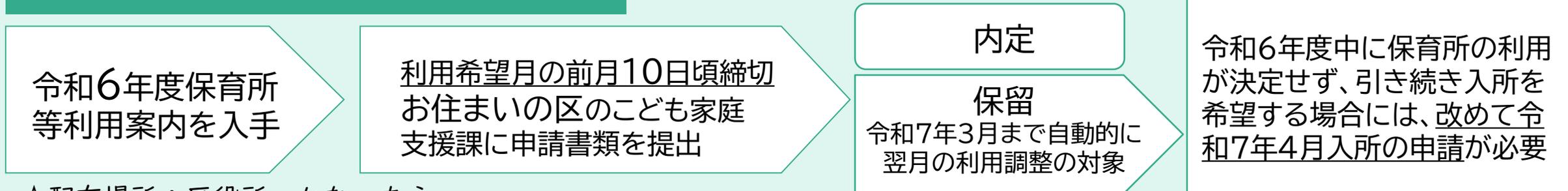
1. 利用案内等を確認

利用案内
P12-13

利用案内
P20-21

② 認可保育所等の申請スケジュール

年度内毎月1日入所の利用申請



☆配布場所：区役所、かなーちえ

または横浜市ウェブサイト「令和6年度に保育所等の利用を希望する方へ」よりダウンロード可

次年度4月1日入所の利用申請<令和6年4月入所の場合>（令和7年入所の日程は8月頃お知らせ予定）



☆配布場所：区役所、認可保育所、かなーちえ、地域ケアプラザ、地区センター、横浜駅行政サービスコーナーまたは横浜市ウェブサイトよりダウンロード可

利用調整・結果通知について

横浜市が利用調整を行います

利用調整とは、保護者が希望する保育所等の中から、利用できる保育所等の調整を横浜市が行うことです。横浜市の基準に基づき、ランク判定等を行い、優先順位を判断します。

例えば、就労の場合、就労証明書等に記載された就労日数や時間等により利用調整のランクや調整指数の判定を行います。

詳細については、利用案内P20～22でご確認ください。

利用調整の結果は、「施設・事業利用調整結果通知書」または「施設・事業利用調整結果（保留）通知書」によりお知らせします。

利用調整の優先順位の基本的な考え方

ランク

+

調整指数



同一のランクで並んだ場合、家庭の状況に応じて調整指数が付与されます。

同一ランク・同一指数で並んだ場合の優先順位

1. 類型間の優先順位
2. 養育している小学生以下の子どもが多い世帯
3. 経済的状況(合計所得金額)が低い世帯

2.希望する施設を検討

① 保育施設の種類を確認

認可保育所から届出済の認可外保育施設まで様々な種類があります。

種類		年齢	申し込み	保育の必要性 の認定
認可保育所		0～5歳児	お住まいの 区の区役所	必要
認定こども園(保育利用)				
地域型 保育事業	小規模保育事業	0～2歳児	施設に直接	
	家庭的保育事業			
	事業所内保育事業(地域枠)			
横浜保育室		0～2歳児	施設に直接	
企業主導型保育事業		施設に確認		
届出済の認可外保育施設				施設に確認

※施設により受入開始年齢は異なります。

2.希望する施設を検討

① 保育施設の種類を確認

お住まいの区の
こども家庭支援課に申請

認可保育所等

保護者のいずれもが就労や病気などのためにお子さんの保育を必要とする場合に利用することができます。（保育の必要性の認定が必要）

利用については、お住まいの区のこども家庭支援課に申請が必要です。

認可保育所等

対象年齢
(施設により受入開始
年齢が異なります)

認可保育所		保護者の就労や病気などのためにお子さんの保育を必要とする場合に、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。	0～5歳児
認定こども園(保育利用)		教育・保育を一体的に行う施設で、①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設です。	0～5歳児
地域型 保育事業	小規模保育事業	6～19人のお子さんに規模の特性を生かした保育を実施しています	認定こども園、幼稚園、認可保育所のいずれかを連携施設として設定しています。
	家庭的保育事業	家庭的保育者(家庭保育福祉員)が定員5名以下の家庭的な雰囲気の中で保育します。(お弁当持参の場合もあります)	
	事業所内保育(地域枠)	会社や事業所の保育施設などで、従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育します。	

2.希望する施設を検討

① 保育施設の種類を確認

施設に直接申し込み

届出済の認可外保育施設等

認可外保育施設とは、児童福祉法に基づく児童福祉施設として認可を受けていない保育施設の総称です。利用については、施設に直接申し込みます。区役所への利用申請は不要です。実際に施設を見学するなど、ご自身の目で保育内容や契約条項等をご確認ください。

保育所等	保育の必要性の認定	対象年齢	利用料金
横浜保育室	認定が必要 就労や病気などの保育の必要性がある場合に利用できます。	0～2歳児 認可外保育施設として3歳児以上の受け入れる施設もあります	2歳児以下のお子さんの保育料は58,100円を上限に施設が独自に設定しています。 (世帯の市民税額に応じて段階的に助成されます)
企業主導型保育事業	認定は不要	0～5歳児 (施設により保育年齢が異なります)	各施設が独自に定めた年齢ごとの保育料を支払います。
届出済の認可外保育施設	認定は不要	0～5歳児 (施設により保育年齢が異なります)	

横浜市ウェブサイトのリンク先から保育・教育施設の検索！



子ども・子育て支援情報公表システム
ここdeサーチ

2.希望する施設を検討

② 保育施設の情報を確認

施設の情報を確認しましょう

受入開始クラス年齢（月齢）、開所時間などを確認しましょう。
また、毎日通える施設かどうか、通勤経路も含めて確認しましょう。

クラス年齢の考え方
令和6年度の1歳児クラスは、
令和6年4月2日現在で満1歳
のお誕生日を迎えているお子さんが
対象です。

他区の施設も申請OK！

認可保育所等は、横浜市内であればどの区の施設でも申請できます。施設の情報は、下記のウェブサイトに掲載されている他、神奈川区役所の保育担当303窓口で配布しています。

神奈川区保育所等施設一覧



神奈川区保育所等施設案内

施設情報は [こちら](#)

神奈川区サイト
「令和6年度に保育所等
の利用を希望する方」



保護者向け園選びサイト
「えんさがしサポート
☆よこはま保育」



2.希望する施設を検討

② 保育施設の情報を確認

施設見学で入園前に確認しましょう（事前に施設にお問い合わせ）

保育の方針や食育へのこだわり等、各園ごとに良さがああります。実際に見学をして、施設の雰囲気、保育者の様子、在園児さんの様子などを見てみましょう。また、アレルギー対応や不安な点なども確認しておきましょう。見学の予約は、事前に施設にお問い合わせください。

開所予定の新設園も調べましょう

下記のウェブサイトから新規開設園の情報も確認しましょう。開園前のため見学はできませんが、法人への問合せやウェブサイトでの情報収集などで検討してみましょう。

※行事の関係等で見学の受け入れをお休みしている場合があります。

各園ともに園児の安全を第一に考えて対応しています。

各施設のウェブサイトなども参考に、可能な範囲での情報収集にご協力ください。

横浜市で保育施設を
探している方へ
(見学のポイントなど)



令和7年4月に開所予定
の保育所等について



開所予定の
新設園もCHECK！



3.申請書を作成し、お住まいの区のこども家庭支援課に申請

申請書は正確に記入できていますか？ 書類はすべてそろっていますか？

給付認定・利用調整に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことを確認しましょう。必要書類については、利用案内P16-18を確認してください。

申請書の記入方法は、下記サイト内の<参考>「令和6年4月利用開始一次申請 保育所等申請書の記入について (PDF)」もご参照ください。

希望の施設を記入する際のポイント

希望施設は通える範囲でなるべく多くの施設を申請した方が入所の可能性は上がります。また、空きがなくても申請は可能です。希望施設は、入所を希望する順に記入してください。さらに0～2歳児クラスのお子さんは、地域型保育事業も検討をしてみましょう。

申請期間内に申請を！

申請期間を過ぎて提出された書類は、翌月以降の利用調整の対象となります。年度途中の申請は締切日必着です。日程は、利用案内P13を確認してください。

神奈川区ウェブサイト
こどもの預け先について相談する



幼児教育・保育の無償化について

3歳児から5歳児クラスの子ども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスの子どもを対象に、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化を実施しています。

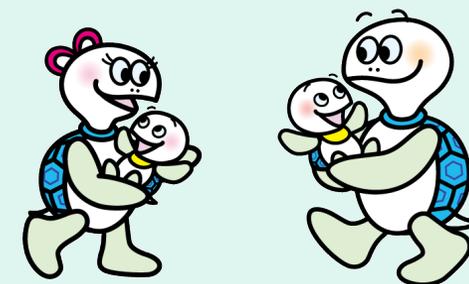
	認可保育所 認定こども園 (保育)等	施設型給付園 認定こども園(教育)		私学助成園		認可外保育施設 一時保育等
		教育部分	預かり保育	教育部分	預かり保育	
3～5歳児 クラス	無償	無償	無償※ (上限11,300円)	無償 (上限25,700円)	無償※ (上限11,300円)	無償※ (上限37,000円)
満3歳児 3歳になった日から最初の 3月31日までにある子ども		無償	×	無償 (上限25,700円)	×	
市民税非課税世帯の 満3歳児 3歳になった日から最初の 3月31日までにある子ども		無償	無償※ (上限16,300円)	無償 (上限25,700円)	無償※ (上限16,300円)	
市民税非課税世帯の 0～2歳児クラス	無償	※ 無償化には、保育の必要性の認定が必要です。				無償※ (上限42,000円)

よくあるお問い合わせ

Q1. 令和5年5月1日生まれです。今年度の申請では何歳児クラスになりますか？

- ・4月1日現在の年齢でクラスが決定します。よって令和6年度は0歳児クラスになります。令和6年度の年齢別クラスは次のとおりです。

0歳児	令和 5年(2023年)4月2日～
1歳児	令和 4年(2022年)4月2日～令和 5年(2023年)4月1日
2歳児	令和 3年(2021年)4月2日～令和 4年(2022年)4月1日
3歳児	令和 2年(2020年)4月2日～令和 3年(2021年)4月1日
4歳児	平成31年(2019年)4月2日～令和 2年(2020年)4月1日
5歳児	平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日



Q2. 希望する保育施設は、どうやって記入したらよいですか？

- ・利用申請書には、希望順位の高い順に、利用を希望する施設名を記入してください。利用調整を経て複数の施設で内定となった場合、希望順位の高い施設に決定します。受付時点で募集人数が0であってもその後入所が決定する可能性はあるので、希望があればご記入ください。1つの施設だけを希望した方が有利になることはありません。

よくあるお問い合わせ

Q3. 育児休業中です。認可保育所等を申請できますか？

- ・ 育児休業中はご家庭で保育ができるため、原則利用申請ができません。そのため、育児休業を終了し、現在の雇用先に復職することを前提とした申請となります。保育所の利用が決まった場合には、利用開始月中に育児休業を終了し、利用開始日の翌月1日までに復職する必要があります。
- ・ 育児休業からの復職時にきょうだいと同時に新規申請する際のお取り扱いについては、横浜市ウェブサイトをご覧ください。

きょうだい同時の保育所等の利用申請に関する取扱いの変更について



Q4. 神奈川区在住です。神奈川区以外の保育施設を申請すると不利になりますか？

- ・ 市内であれば他区の施設を申請しても不利にはなりません。お住まいの区に申請してください。
- ・ 市外の施設を申請したい場合は、施設所在地の自治体と、お住まいの区のこども家庭支援課にあらかじめご相談ください。

この他、利用案内のP30-32にQ&Aがあります。ご参照ください。

お困りのことがありましたら、 保育・教育コンシェルジュにご相談ください

私の働き方だと、保育施設は
どんな選択肢があるの？

認可の保育所にはどうやって
申し込めばいいの？

保育園から幼稚園に移りたい
のだけど…？

コンシェルジュ窓口相談（予約制）

月～金 9時から15時

TEL:045-411-7157

（神奈川区役所こども家庭支援課 保育・教育担当）

★9月～11月初旬までは
予約が大変混み合います。
ご希望の方は早めに
ご予約ください。

